

愛知大学Ai Card の年会費は、会員特約第 5 条を  
ご確認ください。

2025 年 12 月 9 日改定

## 愛知大学Ai Card会員特約

### 第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第 2 条第 1 項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

### 第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と愛知大学同窓会(以下「同窓会」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。  
●愛知大学Ai Card
2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび同窓会(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。なお、本カードの本人会員としての入会対象者は、愛知大学同窓会員、愛知大学教職員および愛知大学後援会員とします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といいます。なお、本カードでは、家族会員は 1 名限りとなります。

### 第 3 条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、同窓会が提供する特典およびサービスを受ける場合、同窓会所定の方法でその提供を受けるものとします。

### 第 4 条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

### 第 5 条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

本人会員	3,300 円*
家族会員	永年無料

\*本カードの場合、本人会員の入会初年度の年会費は無料とします。また、2年目以降の年会費については、本人会員・家族会員のいずれか

の方が、ショッピング利用代金の締切日を基準とした前年度に一度でも本カードによりショッピング利用をした場合、当年度の本人会員の年会費は無料とします。

2025年12月9日改定

## 愛知大学Ai Card 「個人情報の取扱いに関する特約」

### 第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または愛知大学Ai Card会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

### 第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:愛知大学同窓会

住 所:〒461-8641 名古屋市東区筒井2丁目10-31

電 話 番 号:052-937-8156

利 用 目 的:愛知大学同窓会の事業における事業案内・印刷物の送付等。

### 第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的に定める事業案内・印刷物の送付等について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- きます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。